

大阪市規則第48号

教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(基準昇給号給数) 第11条 条例第5条第5項に規定する基準昇給号給数（以下「基準昇給号給数」という。）は、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。 (1) 教育職給料表(1)の適用を受ける教員でその職務の級が4級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの 次に掲げる昇給調査対象期間（条例第5条第5項に規定する昇給調査対象期間をいう。以下同じ。）における大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第18条第1項の規定により教育委員会が行う人事評価において教員が属するものとされた同条第2項の表の左欄に掲げる区分（教育職員にあつては、当該教育職員の職務について監	(基準昇給号給数) 第11条 [同左] (1) [同左]

督する地位にある者が行う昇給調査対象期間における勤務成績の評価に基づいて教育委員会が認定する当該教育職員の勤務成績の区分。以下「相対評価区分等」という。)に応じ、それぞれ次に定める号給数

[ア～エ 略]

オ 第5区分 (教育職員にあつては、勤務成績が良好でない教育職員が属する区分。以下この条において同じ。) 0号給

(2) 教育職給料表(1)の適用を受ける教員でその職務の級が3級、特2級又は2級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの次に掲げる相対評価区分等に応じ、それぞれ次に定める号給数

[ア～エ 略]

オ 第5区分 0号給

[(3) 略]

[削る]

[ア～エ 同左]

オ 第5区分 (教育職員にあつては、勤務成績が良好でない教育職員が属する区分。以下この条において同じ。) 1号給 (教育職員にあつては、0号給)

(2) [同左]

[ア～エ 同左]

オ 第5区分 1号給 (教育職員にあつては、0号給)

[(3) 同左]

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる教員 (教育職員を除く。)でその属する相対評価区分等が第5区分であるもののうち昇給調査対象期間において地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条の規定による懲戒処分 (免職を除く。)を受けたものその他当該人事評価の結果及び昇給調査対象期間における欠勤 (やむを得ない事由によるものと

<p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、大阪市職員基本条例第18条第1項の規定による人事評価が行われなかつた前項各号に掲げる教員（教育職員を除く。）の基準昇給号給数は、4号給とする。</p> <p>（勤怠による基準昇給号給数の調整）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項各号の休職等の事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業</u></p> <p>[(2)~(14) 略]</p>	<p>して教育長が定める欠勤を除く。)の日数を考慮して同項第1号オ又は第2号オに定める号給数とすることが適当でないとして教育長が認めるものの基準昇給号給数は、0号給とする。</p> <p><u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、大阪市職員基本条例第18条第1項の規定による人事評価が行われなかつた第1項各号に掲げる教員（教育職員を除く。）の基準昇給号給数は、4号給とする。</p> <p>（勤怠による基準昇給号給数の調整）</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) <u>法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業</u></p> <p>[(2)~(14) 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。